

環 銃 第 2 0 1 号
令 和 4 年 5 月 1 1 日

東京都ライフル射撃協会 会長 殿

警視庁生活安全部生活環境課長



銃砲及び火薬類の適正な管理について（依頼）

貴会におかれましては、平素より銃砲及び火薬類行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

先日、各国首脳が来日する日米豪印首脳会合の開催日程が発表されました。警視庁では、テロ、ゲリラ等の危害を未然に防止するための各種施策を進めているところでありますが、銃砲及び火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

つきましては、貴会の傘下各会員に対して、各国首脳が離日するまでの間、下記のとおり、銃砲及び銃砲に使用する火薬類の携帯運搬の自粛並びに適正な保管管理の指導などについて徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 銃砲及び銃砲に使用する火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、特に次の点に留意して、厳正な保管管理に努めてください。
 - 法令に定められた設備への確実な保管
 - 猟銃の先台等重要部品の銃本体からの分解及び別の施錠設備への保管
 - 携帯・運搬時における銃砲及び火薬類の車両内放置の絶無
- 銃砲又は銃砲に使用する火薬類を譲渡する際は、確実に許可証の提示を受けた後に譲り渡してください。
- 銃砲に使用する火薬類の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残火薬類が生じないようにしてください。

- 次の期間中、対象地域における銃砲及び火薬類の運搬及び携帯を自粛してください。

期 間	区 域
5月22日（日）から5月24日（火）	東京都内

- 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故、その他特異な事案が発生した場合には、直ちに110番通報をお願いいたします。

- 本件に関する問合せ先

警視庁生活環境課 銃砲刀剣類対策係 03-3581-4321（内34153）